

国民年金だよ



年金生活者支援給付金制度 がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、**年金に上乗せして支給されるものです。**

年金生活者支援給付金制度は、10月1日から施行され、初回の支払い（10月分・11月分）は12月中旬となります。令和元年度基準額は年6万円（月5千円）です。受け取りには、請求書の提出が必要ですが、ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【対象となる方】

老齢基礎年金を受給している方

→ すべての条件を満たす方です。

65歳以上の方

世帯全員が市町村民税が非課税となっている方

年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である方

障害基礎年金 遺族基礎年金を受給している方

前年の所得額が約462万円以下である方

【請求手続き】

平成31年4月1日以前から老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、年金生活者支援給付金を受け取る対象となる方には、**日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次届きます。**

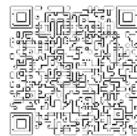
平成31年4月2日以降に老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

【お問い合わせ】

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください。

年金生活者支援給付金専用ダイヤル

0570-05-4092（ナビダイヤル）



年金給付金

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で預貯金口座の番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるときはありません。

怪しいと感じたら口座番号等の個人情報や話をしたり、現金を支払ったり、振り込みをせずにお近くの年金事務所または役場窓口や警察へお問い合わせください。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 34-2121 内線 413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166-72-5002

年金手帳